

診断書料金表

(税込)

① 美容師、警察用、一般診断書(病院の用紙)、その他の簡単なもの(老健用)	¥2,200
② 保険会社提出用診断書、死亡診断書、麻薬・猟銃関係、症状調査、通院証明書	¥5,500
③ 農協検診	¥4,400
④ 後遺障害	一般 ¥5,500
	市関係 ¥3,300
⑤ 小型船舶	¥2,200
⑥ 国民年金厚生年金(障害用)診断書、受診状況等証明書(測定のみ¥5250)	¥8,800
⑦ 在宅寝たきり高齢者等介護手当診断書	¥2,200
⑧ 身体障害者課税免除に係る通院証明書	¥2,200
⑨ 身体障害者診断書・意見書(肢体不自由障害用)、特別障害者手当認定診断書	¥7,700
⑩ 身体障害者診断書・意見書(心臓機能障害用)	¥5,500
⑪ 岡山市学童校外事故共済見舞金請求用診断書	¥2,200
⑫ 岡山市民交通障害保険専用用紙・入通院証明書	¥1,100
⑬ 国民健康保険療養費支給申請書	¥2,200
⑭ 傷病証明書(職安提出用)、通院証明書(損保会社用)	¥2,200
⑮ 自賠責保険	診断書 ¥3,300 ~ ¥4,400
	明細書 ¥3,300
	回答書 ¥5,500
⑯ 治癒証明(インフル・水痘等)	¥550
⑰ 成年後見用診断書	¥5,500
⑱ 死体検案書	¥5,500
⑲ 障害診断書(測定あり)(任意保険)	¥5,500
⑳ 運転免許用診断書	¥5,500
㉑ 自動車運転評価実施許可書	¥1,100
㉒ 国民年金 厚生年金診断書(言語)	¥5,500

R7.4.1更新

診断書料金表

(税込)

保育園入園のための証明書	無料
入浴サービス許可証	¥2,200
遺族年金・保険会社への死亡診断書	¥5,500
地方公務員災害補償	¥3,300
身体障害者等課税免除に係る通院証明書	¥2,200
おむつ使用証明書	¥550
特定疾患臨床調査個人票(新規)	¥3,300
特定疾患臨床調査個人票(更新)	¥2,200
特定疾患（重症患者認定用）診断書	¥2,200
精神通院医療用診断書	¥5,500
精神通院手帳用診断書	¥5,500
電気式たん吸引器給付意見書	¥2,200
浣腸・摘便等実施指示書	¥2,200
禁止食証明書	¥1,100
感染症患者医療費公費負担申請書	¥5,500
フィットネス所見	無料
身障診断書(測定のみ)	¥5,500
就業可能証明書(ハローワークへ)	¥2,200
公証役場提出・遺言用 診断書	¥5,500

R7.4.1更新

その他自費料金

	(税込)
セカンドオピニオン	(最初の1時間) ￥11,000
	(30分ごとに追加) ￥5,500
保険会社面談料	￥11,000
介護費用ADL確認証	￥5,500
明細書発行(説明含む)	￥1,100
領収書再発行	￥550
老健・特養入所用診断書、健康診断書	￥2,200
レントゲン、CTのフィルムのコピー (CD・DVD1枚)(保険会社あて ￥2000)	￥220
自費訪問リハビリ指示書	￥1,100
エンゼルケア 訪問診療(在宅・施設)	￥20,000
基本検案料 ※時間帯によって以下の加算があります。	￥16,500
早朝・夜間加算	￥7,700～￥11,000
深夜加算 22時～5時	￥15,400～￥22,000
年末年始/休日加算	￥3,300
往診料加算	￥7,700～￥11,000

検案の加算は距離に応じて金額が変わります

予防接種料金

(税込)

インフルエンザワクチン	(一般)	¥3,850
インフルエンザワクチン	2回目(当院)	¥2,200
インフルエンザワクチン	2回目(1回目他院)	¥3,850
水痘ワクチン		¥6,600
肺炎球菌ワクチン	ニューモバックス	¥7,700
肺炎球菌ワクチン	プレバナー	¥11,550
带状疱疹ワクチン		¥21,450
新型コロナワクチン		¥16,500

(非課税)

インフルエンザワクチン	(岡山市助成対象者)	¥2,080
新型コロナワクチン	(岡山市助成対象者)	¥11,560

① 満65歳以上の者 ② 満60歳以上、満65歳未満の者であって、一定の心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能

又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者(身体障害者手帳1級程度)

带状疱疹ワクチン(シングリックス)	(岡山市助成対象者)	¥11,080
-------------------	------------	---------

① 令和7年度に65,70,75,80,85,90,95,100歳となる者及び100歳以上の者。

② 60歳～65歳未満の者で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者(身体障害者手帳1級程度)

肺炎球菌ワクチン	(岡山市助成対象者)	¥3,670
----------	------------	--------

① 65歳の者 ② 60歳～65歳未満の者で、一定の心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能

又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者(身体障害者手帳1級程度)

R7.4.1更新